

市職員の給与の状況を公表します

総務課 ☎552-5113

令和4年度の市職員の給与などの内容についてお知らせします。
市民の皆さんの信頼が得られるよう、公正で透明性の高い人事行政に取り組みます。

(1) 人件費の状況(令和3年度普通会計決算)

単位：千円

歳出額(A)	23,460,470
人件費(B)	4,771,392
人件費率(B/A)	20.30%
令和2年度の人件費率(参考)	16.70%

※人件費には、特別職(議員・各種委員を含む)に支給される給料や報酬を含みます。

(2) 職種別職員数の状況

単位：人

区分	年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
事務職		314	315	312	313	310
幼保職		48	53	58	60	62
医師		3	3	2	3	3
看護師		4	4	5	5	5
保健師		14	14	14	14	14
消防職		65	64	67	63	68
技能労務職		10	8	7	7	7
計		458	461	465	465	469

※幼保職は、子育て支援の充実により増加しています。
また、消防職は、前年度の欠員補充により増加しています。

(3) 職員の平均給料などの状況(令和4年4月現在)

	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	32万7,600円	38万7,069円	43.2歳
技能労務職	25万2,800円	27万7,214円	51.8歳

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる諸手当額を合計したものの平均額です。

(4) 一般行政職の初任給月額(令和4年4月現在)

区分	丹波篠山市	兵庫県	国
大学卒	18万2,200円	18万8,700円	18万2,200円
高校卒	15万4,900円	15万4,900円	15万600円

人事行政の運営状況について、詳しくは市ホームページで公表しています。



(5) 職員手当の状況(令和4年4月現在)

① 期末・勤勉手当(賞与)

区分	期末手当	勤勉手当
6月期	1.2月分	0.95月分
12月期	1.2月分	0.95月分
計	2.4月分	1.9月分

※職階による加算があります。
※人事評価の結果を勤勉手当に反映しています。

② その他の手当

区分	内容など	
扶養手当	配偶者	6,500円
	子	1万円
	父母など	6,500円
	16～22歳の特定期間加算	5,000円
住居手当	家賃支払者	
	家賃額に応じて 最高2万8,000円	
通勤手当	(1)交通機関利用者 実費支給 最高限度額5万5,000円	
	(2)自家用車等利用者 距離に応じて 2,500円～3万1,600円	
管理職手当	部長 7万円 次長 5万円	
	課長 4万円 副課長 3万5,000円	

※上記のほか、時間外勤務手当や特殊勤務手当などがあります。

(6) 特別職などの給料・報酬の状況(令和4年4月現在)

区分	現に支給している給料月額など(削減後)	条例に定める給料月額など
給料	市長 58万5,900円	83万7,000円
	副市長 59万9,400円	66万6,000円
	教育長 55万800円	61万2,000円
報酬	議長 47万5,000円	47万5,000円
	副議長 38万5,000円	38万5,000円
	議員 35万円	35万円
期末手当	市長 年3.44月分相当	年4.3月分相当
	副市長 年4.3月分相当	年4.3月分相当
	教育長 年4.3月分相当	年4.3月分相当
	議長 副議長 議員 年4.3月分相当	年4.3月分相当

※市長の給料月額は30%、期末手当は20%削減しています。
※副市長および教育長の給料月額は10%削減しています。

国民健康保険税率のお知らせ ～納期内納付にご協力ください～

医療保険課 ☎552-7103

近年、高齢化が一層進み、医療費も年々増加する傾向にあります。国民健康保険税は医療費の支出財源になっており、増加する医療費に伴う保険税の上昇を抑制するため、基金を一部取り崩し、税率を決定しました。しかし、増え続ける医療費に歯止めをかけ、皆さんの税負担を増やさないためにも、まず「かかりつけ医」を持ち、日頃から健康管理に努めましょう。

40歳以上の方は、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病を早期発見するためにも特定健診などを受診し、健康づくりに役立てましょう。

○未就学児の均等割額の軽減

子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、未就学児の均等割額が2分の1減額されます。

○軽減・減免措置について

低所得世帯への軽減措置、後期高齢者医療制度関連の保険税減免措置、非自発的失業者への軽減措置などがあります。

※詳しくは上記までお問い合わせください。

令和5年度 国民健康保険税の税率		医療分	後期高齢者 支援金分	介護分	
所得割	課税所得金額(※)	×	7.32%	2.94%	2.60%
均等割	被保険者数	×	26,340円	10,540円	11,900円
平等割	1世帯当たり	×	18,640円	7,530円	5,680円
保険税額(年額)	最高限度額	×	65万円	22万円	17万円

(※)課税所得金額とは、収入から必要経費、給与所得控除、公的年金控除などを差し引いた所得(その他の所得控除を差し引く前)から基礎控除43万円を引いた金額です。

納付方法について

普通徴収 納付書・口座振替で納付する方法(年8回)
特別徴収 年金から天引きされる納付方法(年6回)
※65歳から74歳までの世帯主で、加入者全員が65歳以上の世帯のみ。

納め忘れのない
口座振替が便利です!

国民健康保険は私たちの生活を支える大切な制度で、納められた保険税が国民健康保険の制度を支えています。

国民健康保険被保険者証(保険証)を送付しました

医療保険課 ☎552-7103

新しい国民健康被保険者証(以下、保険証)(黄緑色)を、7月中旬に簡易書留郵便で送付しています。

現在使用されている保険証(藤色)は、8月1日以降は使用できません。

期限の切れた保険証は、ご自身で破棄していただくか、医療保険課または各支所へ返却してください。

◎高齢受給者証が一体となっています

70歳から74歳までの方には、保険証と高齢受給者証が一体となっている「被保険者証兼高齢受給者証」を送付しています。

◎転居や他の保険に加入した場合は?

住所変更や世帯主の変更、国民健康保険の加入・脱退(喪失)などの異動があった場合、届け出が必要です。加入の届け出が遅れた場合でも、資格取得の事由が発生した日にさかのぼって加入することになりますのでご注意ください。

補助金

生ごみ処理機器等購入助成金

市民衛生課 ☎552-6253

助成金は市内取扱店だけでなく、市外取扱店やネット通販などからの購入も助成対象としています。対象機器の購入後に、担当課窓口にて申請書類を提出してください。

※申請書は担当課窓口で配布しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。



補助額

購入金額(消費税除く)の2分の1以内(上限2万円)
※100円未満切り捨て。

申請書類

- ・交付申請書
- ・領収書の写し(機器等の名称、購入者住所・氏名が明記されているもの)
- ・購入が証明できるもの(保証書の写しなど)



危険ブロック塀等撤去支援事業

地域計画課 ☎552-1118

平成30年6月に大阪府北部で発生した地震によりブロック塀などが倒壊被害を受けました。地震などの自然災害や老朽化に伴うブロック塀などの倒壊による被害の軽減を図り、道路通行者の安全を確保することができるよう、ブロック塀などを撤去する費用の一部を助成しています。

補助金を受けるためには、ブロック塀などの撤去を行う前に、担当課窓口で交付申請書を提出してください。

※詳しくはホームページでご確認ください。

対象工事費

一般道路などに面した個人住宅に付属するブロック塀などのうち、道路などからの高さが80cm以上で安全基準に適合しないものの撤去費

申請期限 11月30日(木)

※予算の範囲内で先着順。

補助額

対象工事費の3分の2以内(上限20万円)



令和5年度丹波篠山市宿泊施設等おもてなしリフォーム事業補助金

商工観光課 ☎552-6907

国内外の観光客に丹波篠山をより楽しんでもらうために、市内の宿泊施設などが実施するリフォームなどに対して、「丹波篠山市宿泊施設等おもてなしリフォーム事業補助金」を交付します。

補助対象者 市内の宿泊施設、飲食店、小売店など観光客を対象にした事業所

申請要件 令和6年3月31日までに事業が終了すること ※予算がなくなり次第終了。

おもてなしの区分	施設正面の外観整備	施設内の環境整備
補助対象経費	屋根、壁面などの外観改修、のれんやベンチ、看板など外観を補完する装置など	外国人観光客の宿泊に配慮した改修、ユニバーサルデザイン化、トイレの洋式化、風呂などの水回りの改修、Wi-Fi整備、翻訳機、電子決済の導入、多言語表記のホームページ、パンフレットなど
補助金額	補助対象経費の2分の1以内(上限20万円)	補助対象経費の2分の1以内(上限30万円)



特殊詐欺対策『自動録音電話機』などの購入を補助します

地域振興課 ☎552-5112

高齢者を狙った特殊詐欺対策として、自動録音電話機などの購入に対して、補助します。

補助対象者(全ての条件を満たしている方)

- ①本市の住民基本台帳に記載され、かつ本市に居住している方
- ②補助金の申請時に満65歳以上の方またはその方と同居する世帯員の方
- ③市税などの滞納がない方

補助対象機器(以下の機能が付いている電話機または録音機)

- ①自動で相手に通話を録音することを伝える機能がある機器
- ②自動で通話を録音する機能がある機器

補助額

自動録音電話機の購入費の3分の2以内(上限8,000円)

外付け録音機の購入費の3分の2以内(上限4,000円)

※100円未満は切り捨て。

申請期限 12月15日(金)

過疎対策事業

結婚お祝い新生活支援事業

創造都市課 ☎552-5796

対象要件(次の条件を満たす方)

- ①令和5年4月1日から令和6年3月31日までに婚姻届を受理された新婚世帯
 - ②旧篠山町または西紀北地区に住まうこと
 - ③夫婦のいずれかの年齢が40歳以下であること
 - ④過去に本市または他自治体で同様の補助金を受けていないこと
 - ⑤市税を滞納していないこと
- ※提出が必要な書類が複数ありますので、詳しくは上記にお問い合わせください。

補助額

申請された新婚1世帯に対し、30万円

申請窓口

創造都市課定住促進係



出産祝い金の拡充

社会福祉課 ☎552-7101

対象要件(次の条件を満たす方)

- ①令和5年4月1日以降生まれの子ども
- ②①の出生時点で旧篠山町または西紀北地区に家族で住んでおり、その地域に5年以上定住する意思があること
- ③市税を滞納していないこと



補助額 子ども1人につき10万円

※3子目以降の場合、従来の出産祝い金20万円に10万円を加算します。

※3子目以降とは、高等学校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の子どもを年齢順に数えて3番目以降を指します。

申請窓口 社会福祉課児童福祉係

児童扶養手当・特別児童扶養手当に関するお知らせ

社会福祉課 ☎552-7101

受給資格の確認のため、右記の期間に児童扶養手当の認定を受けている方は「現況届」、特別児童扶養手当の認定を受けている方は「所得状況届」の提出が必要です。届けの提出がない場合は、手当が受けられなくなりますので、必ず期限内に届け出を行ってください。

児童扶養手当現況届の提出期間

8月1日(火)～31日(木)

特別児童扶養手当所得状況届の提出期間

8月10日(木)～9月11日(月)

申請窓口 社会福祉課

熱中症を予防しよう！

健康課 ☎594-1117 / 消防本部救急課 ☎594-1118

熱中症は生命にかかわる病気ですが、予防法を知っていれば防ぐことができます。エアコン・扇風機を適切に使用し、エアコンのフィルターは2週間に1度は掃除しましょう。

【熱中症予防行動】

- ①エアコンの温度設定をこまめに調整するなどして暑さを避けましょう
- ②部屋の換気をしましょう
- ③1日1.2ℓを目安にこまめに水分補給をしましょう
- ④日頃から体調管理をしましょう
- ⑤暑さに備えた体づくりをしましょう

